

電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した 医療機関等及び公衆浴場の支援について

物価・エネルギー高騰に直面する医療機関等及び公衆浴場の負担軽減に向けた緊急対策として、国において増額・強化された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、次のとおり支援を行う。

1 医療機関等の支援（医療機関等物価高騰対策支援金）

(1) 対象事業者

基準日現在、区内に開設している診療所、歯科診療所、助産所、薬局及び施術所（合計約1,000施設）

※ 施術所については、療養費の受領委任の取扱いを行う施術所又は償還払による保険診療を行っている施設に限る。

(2) 基準日

令和5年10月1日現在

(3) 支援金の額

1施設当たり10万円

(4) 周知方法

区ホームページへの掲載及び区内医療機関等に個別周知を行う。

(5) 今後のスケジュール

令和5年10月下旬 事業周知開始

11月 申請受付開始・支援金支給開始

12月末 申請受付締切

令和6年2月 支援金支給終了

2 公衆浴場の支援（クリーンエネルギー燃料費補助の拡充）

(1) 対象事業者

区内の普通公衆浴場（5施設）

(2) 対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 拡充の内容

補助金の上乗せ額をガス代高騰額の2分の1から3分の2に引き上げる。

(4) 周知方法

区内普通公衆浴場に個別に周知を行う。

(5) 今後のスケジュール

10月 事業周知・上半期（4月～9月）分の申請受付

10月～11月 上半期分の補助金交付

4月 下半期（10月～3月）分の申請受付

4月～5月 下半期分の補助金交付